

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社及び当グループは、コーポレート・ガバナンスを企業行動の最も重要な基盤として位置づけております。当社は、企業経営の「効率性の向上」「健全性の確保」「透明性の向上」を「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」として掲げ、取締役候補者の選任、取締役報酬の決定、経営の監視、監査報酬の決定等、経営の重要な問題をこの方針に従い判断しております。

効率性の向上

迅速かつ適正な意思決定プロセスの確立及び企業経営の効率性を向上させることで企業価値の最大化を目指し、株主をはじめとするステークホルダーに対して、その利益の還元に努めてまいります。

健全性の確保

激しく変化する事業環境の中、企業価値の最大化を図るため、当社を取り巻く様々なリスクを適切に認識・管理するとともに、法令を含む倫理・社会規範等及びその背後にある社会的価値やその変化を捉えて的確に対処する体制（コンプライアンス体制）を確立することで経営の健全性の確保を図ってまいります。

透明性の向上

企業に対して情報開示の重要性が高まる中、当社は、株主をはじめとするステークホルダーに対して説明責任を果たすとともに、積極的なIR活動を行うことでディスクロージャーをさらに充実させ、経営の透明性の向上を図ってまいります。

また、当社及び当グループは、CSR活動を当グループの持続的価値創造とステークホルダーの持続的発展の双方を実現するための行動として捉え、企業市民として社会の広範な要請に応えるため、CSRの専門部署としてグループCSR推進室を設置しております。そして、CSR活動の基礎となる「グループ経営理念」「グループCSR憲章」「グループ行動規範」及び「グループ・マネジメントポリシー」を制定するとともに、個別の業務を直接規律する各種社内規程やマニュアル等を改定・整備し、ステークホルダーとの良好な関係を構築するため、グループ全体で自主的かつ積極的にCSR活動を展開しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則3-1 情報開示の充実 (5)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明】
(5)社外取締役・社外監査役の選任理由は、株主総会招集通知（参考書類）、コーポレート・ガバナンス報告書にて開示しておりますが、その他の取締役、監査役についても、今期の定時株主総会より同様に開示して参ります。
株主総会招集通知 <http://www.segasammy.co.jp/japanese/ir/event/meeting.html>

【補充原則4-11-3】

当社では、毎年、独立社外取締役と独立社外監査役からのみで構成される独立諮問委員会が、当社取締役会の規模、構成、運営方法、審議状況、支援体制その他の取締役会がその役割・責務を実効的に果たす上で重要と考えられる事項について、各取締役が行う自己評価を参考にしてつ取締役会全体の分析・評価を行います。
取締役会は、独立諮問委員会による分析・評価の結果を検討し、今年度の結果より、その概要を開示いたします。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社はこれまでグループが保有する事業の特性に鑑み、中期経営計画、目標とする経営指標を開示することは控えておりました。しかしながら、資本市場からの要請が高まっていることは認識しており、今後は積極的に開示・説明を行っていくべきものと考えております。
一方、当社は2015年3月期より事業構造改革に取り組んでおります。これは、個々の保有事業において事業プロセス改善を図る他、事業の取捨選択を進め、事業ポートフォリオ全体の収益力改善を目的とするものです。当社としましては、本構造改革からのアウトプットを織り込んだ上で中期経営計画や目標を説明すべきと考えております。為、2016年3月期決算発表時（2016年5月の予定）に開示・説明を行う予定としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社が純投資以外の目的で保有する株式は、当該株式を保有することで、業務提携、取引拡大等が可能になるものに限定し、かつ、当該株式を保有する結果当社の企業価値を向上させ、株主の利益につながると考えられる場合において、その株式を保有することとしております。当該保有株式については、取締役会において定期的に、経済合理性と将来の見通し等を検証し、今後の保有の是非等について検討して行う事としております。
当該保有株式に係る議決権行使については、当社と投資先双方の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資するかどうかを基準に行っております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社では、その役員及び役員が実質的に支配する法人との競業取引及び利益相反取引は、法令等の定めによるところにより、取締役会での決議を要することとしております。
また、取引条件及び取引条件の決定方針等については、有価証券報告書で開示しております。
当社役員、役員が実質的に支配する法人及び主要株主が当社の顧客として取引を行う場合、会社に不利益とならない体制を整えております。

有価証券報告書 (http://www.segasammy.co.jp/japanese/ir/library/printing_yuhou.html)

【原則3-1 情報開示の充実 (1)会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画】

(1)経営理念、経営戦略、事業計画については、当社ホームページ、決算説明資料、アニュアルレポート等にて開示しております。

経営理念 (<http://www.segasammy.co.jp/japanese/pr/corp/ol.html>)

経営戦略、事業計画 (<http://www.segasammy.co.jp/japanese/ir/management/>)

決算説明資料 (<http://www.segasammy.co.jp/japanese/ir/library/presentation.do>)

アニュアルレポート (http://www.segasammy.co.jp/japanese/ir/library/printing_annual.html)

【原則3-1 情報開示の充実 (2)本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針】

(2)当社は、株主を始めとするステークホルダーにとっての企業価値を最大化するため、企業経営の「効率性の向上」「健全性の確保」「透明性の向上」から成る「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」を掲げ、取締役候補者の選任、取締役報酬の決定、経営の監視等、経営の重要な問題をこの方針に従い判断し取り組んでおります。

上記については、有価証券報告書、コーポレート・ガバナンス報告書等にて開示しております。

【原則3-1 情報開示の充実 (3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続】

(3)取締役（社外取締役を除く）の基本報酬は、役位ごとの役割の大きさ、職責・責任範囲に応じて、また変動報酬（賞与、ストックオプション）は当期の会社業績等を勘案し、それぞれ支給することとしております。
代表取締役社長は、報酬額決定に関する方針を取締役に示します。取締役会決議による委任に基づき、代表取締役は独立諮問委員会に各取

取締役の評価について諮問いたします。独立諮問委員会は、各取締役の活動成果を基に取締役及び取締役会の評価を行い、その結果を代表取締役社長に意見として提出し、代表取締役は独立諮問委員会意見を参考として、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で報酬額を決定し、取締役会に報告いたします。

【原則3－1 情報開示の充実 (4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続】
(4)取締役・監査役候補者は、その人格、知見、能力、経験等を総合的に判断して決めることを基本方針としております。独立諮問委員会は、代表取締役社長から示された当該候補者の案を検討し、当該候補者に対しヒアリング等を行い、その評価結果を代表取締役社長に対して意見として提出するものいたします。代表取締役社長はその検討結果を参考として、上記方針に従い取締役候補者を判断し、取締役会がこれを検討、承認するものとします。独立諮問委員会が取締役・監査役候補者を代表取締役社長に推薦した場合もまた同様といたします。

【補充原則4－1－1】
当社は純粋持ち株会社であり、事業上の経営判断は、迅速な意思決定のため、原則として各事業会社にて行っております。ただし、各事業会社の規模、業績等を勘案し、それぞれ個別の金額基準を設けるなどして、経営上の重要事項においては当社取締役会決議を要する事としております。
また、子会社役員を選任等、事業会社に対する株主としての行為は当社取締役会決議としております。
これに加え、法令及び定款に定められた事項や、グループ再編やM&A、新規事業領域への参入等、当社および当グループに関わる重要事項も当社取締役会にて決定しております。

【原則4－8 独立社外取締役の有効な活用】
当社は、独立社外取締役2名を選任し、取締役会等において独立かつ客観的な立場から意見具申を行うことで、実効性の高い経営の監督体制を構築しております。
独立社外取締役は、独立社外監査役と共に独立諮問委員会を構成し、情報交換を行い、監督の実効性の向上に努めております。

【原則4－9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社の独立社外役員に係る「独立性」の基準は、会社法及び東京証券取引所の規則を遵守することを前提とし、更に厳格な規則を定めております。そして、取締役会は、当該独立性基準を充たし、取締役会において率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役候補者として選定いたします。
独立性に関する規則の概要は、本報告書「その他独立役員に関する事項」欄に掲載しております。

【補充原則4－11－1】
取締役会は、当社グループの事業に精通し、業務執行責任を負っている主要事業会社代表取締役を主とした社内取締役と、高度な専門知識を有し、広く社会一般的な視点から経営に対する助言・監督を行う独立社外取締役で構成されております。
取締役の選任に際しては、株主からの経営の受託者として、善管注意義務を適切に果たし、当グループの持続的な成長と企業価値向上に貢献するための資質を有しているか、独立諮問委員会において取締役候補者の評価を行い、取締役会機能の担保、向上に努めて参ります。

【補充原則4－11－2】
当社では、取締役・監査役の兼任数に関して、その役割・責務を果たすために合理的範囲に留めるべきものとしており、その役割・責務を果たすための必要な時間・労力を業務に振り向けております。
取締役・監査役の兼任状況は、株主総会招集通知や、有価証券報告書を通じ、毎年開示を行っており、社外取締役、社外監査役の取締役会出席状況についても、同様に開示を行っております。

【補充原則4－14－2】
当社取締役及び監査役は、その就任の際に、社内でのオリエンテーションを行うとともに、上場会社の取締役・監査役として期待される役割・責務、関連法令及びコンプライアンスに関する知識習得を目的とする研修への参加機会を提供されており、就任後も、たとえば取締役会終了後に弁護士や各分野の専門家等の外部講師による研修会を開催する等、必要な知識、新しい知識の習得・研鑽の機会を継続的に提供しております。
また、当社は各取締役・監査役による自己研鑽を奨励し、当社が加盟する団体等の主催する外部セミナー、勉強会等への参加を奨励し、その必要費用について支援を行うこととしております。

【原則5－1 株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、株主との建設的な対話を促進するために、IR担当執行役員を任命するとともに、IR担当部署を設置し、次の取り組みを行うことを基本方針としております。
株主との建設的な対話を促進するに当たっては、経営政策担当、経理財務担当及び総務法務担当等社内各部署と有機的な連携をとることとしております。
毎四半期の業績開示にあわせ、機関投資家を中心とした説明会もしくはテレフォンカンファレンスを開催し、説明会には当社代表取締役に加え、主要子会社の代表取締役等が出席し、様々な角度からの説明を行うこととしております。機関投資家に対しては、IR担当執行役員及びIR担当者、毎四半期の業績開示後に個別のミーティングを実施するほか、会社の動向に合わせて適宜、スモールカンファレンス等を実施することとしております。
海外の機関投資家に対しては、年間複数回、当社代表取締役もしくはIR担当執行役員が個別ミーティングの場を設けるとともに、個人投資家に向けては、最低年間1回、説明会を実施することとしております。

決算説明会や各種ミーティングを問わず、株主との対話に当たっては、未公表の重要事実の取扱いについて、株主間の平等を図ることを基本とすべきという考えのもと、金融商品取引法等の関連法令を遵守することはもとより、インサイダー取引防止を目的とした社内規程「インサイダー取引防止規程」に基づき、情報管理に努めることとしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
里見 治	33,619,338	14.15
有限会社エフエスシー	12,972,840	5.46
株式会社HS Company	10,000,000	4.21
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	7,876,871	3.31
CBNY － ORBIS SICAV	5,111,618	2.15
ML INTL EQUITY DERIVATIVES	5,090,569	2.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5,025,200	2.11
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE－AC)	5,014,913	2.11
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,362,500	1.83
BNYM TREATY DTT 15	4,140,996	1.74

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

上記「大株主の状況」については以下の条件で計算しております。
※2015年3月末時点の状況を記載しております。
※持株比率は、自己株式(28,801,789株)を控除して計算しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
岩永 裕二	弁護士											
夏野 剛	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岩永 裕二	○	重要な兼職の状況 ・ピルズベリー・ウィンスロップ・ショー・ピットマン法律事務所 パートナー ・太陽誘電株式会社 社外取締役	国際弁護士としての専門的見地並びにグローバル企業の経営に関する高い見識を当社の経営に反映するため。なお、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、同氏が役員若しくは使用人である、またはあった会社等と当社との間に重要な人的関係、資本的関係または取引関係はないため、独立性を有していると考え社外取締役として選任しております。また、同氏の独立役員の指定につきましては、東京証券取引所の独立役員の基準を充たしているなど、当社の独立性の基準を充たしているため、当社独立役員選任方針に基づき、一般株主との利益相反の生じるおそれのない独立性を有している者として選定されております。
夏野 剛	○	重要な兼職の状況 ・びあ株式会社 取締役 ・トランスコスモス株式会社 社外取締役 ・株式会社ディー・エル・イー 社外取締役 ・グリー株式会社 社外取締役 ・株式会社U-NEXT 社外取締役 ・カドカワ株式会社 取締役	経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映するため。なお、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、同氏が役員若しくは使用人である、またはあった会社等と当社との間に重要な人的関係、資本的関係または取引関係はないため、独立性を有していると考え社外取締役として選任しております。また、同氏の独立役員の指定につきましては、東京証券取引所の独立役員の基準を充たしているなど、当社の独立性の基準を充たしているため、当社独立役員選任方針に基づき、一般株主との利益相反の生じるおそれのない独立性を有している者として選定されております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性								
	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	独立諮問委員会	5	0	0	2	0	3	なし
報酬委員会に相当する任意の委員会	-	0	0	0	0	0	0	なし

補足説明

上表中の「その他」欄の3名は、何れも社外監査役です。

また、「委員長（議長）」欄に「なし」とあるのは、本委員会においては、各委員の独立性・客観性を高め、公平公正な議論・検証を行うため、委員長等の序列を設けないこととしているためです。ただし、本委員会として諮問を受け、又は答申を行う等の場合の名義人として、連絡調整担当を置いております。

独立諮問委員会の機能及び役割、開催頻度等については、「業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等に係る事項」の「c)任意設置委員会」に記載しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人の連携状況

当社は、会計面におけるコンプライアンスの充実を図るためには、監査役と会計監査人の連携が必要不可欠であると考え、当社、株式会社セガ（※）及びサミー株式会社の常勤監査役、経理部門の担当役員、内部監査部門、内部統制部門等並びに当社会計監査人である有限責任 あずさ監査法人によって構成される「ホールディングス監査連絡会」を原則として毎月開催しております。

内部監査部門（内部統制部門含む）と会計監査人の連携状況

内部監査部門、内部統制部門と会計監査人との連携のための定例会議は設けておりませんが、内部監査及び財務報告内部統制に係る経営者評価上の発見事項や、会計監査の過程で発見された事項等については、それぞれの監査に資するように適宜情報共有しているほか、上記のホールディングス監査連絡会が、監査役、内部監査部門、内部統制部門と会計監査人の情報共有の場となっております。

監査役と内部監査部門の連携状況

当社は、企業経営の「効率性の向上」「健全性の確保」「透明性の向上」並びに業務における適正性の確保を図るためには、監査役と内部監査部門の連携が必要不可欠であると考え、当社、株式会社セガ（※）及びサミー株式会社の常勤監査役及び当社内部監査担当部門によって構成される「監査役内部監査室連絡会」を原則として毎月開催しております。

（※）2015年4月より株式会社セガ・ホールディングス（2015年4月に株式会社セガを分割会社とする新設分割により設立）に中間持株会社としての機能を持たせたことに伴い、株式会社セガホールディングスが株式会社セガの経営管理及びそれに付帯する業務機能を承継いたしました。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
嘉指 富雄	他の会社の出身者													
平川 壽男	他の会社の出身者													
榎本 峰夫	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2)

当グループの業績向上に対する意欲や士気を高め、グループ全体の企業価値を向上させることを目的として、以下の者に対してストックオプションとして新株予約権を付与しております。
 2012 年 6 月開催の当社定時株主総会決議及び同年 7 月開催の当社定時取締役会決議に基づき、当社の取締役
 2012 年 7 月開催の当社定時取締役会決議に基づき、当社従業員ならびに当社子会社の取締役及び従業員

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示
-----------------	-------------

当社における2015年3 月期の取締役に対する報酬の内容は以下の通りであります。
 年間報酬総額
 取締役9 名 575百万円(うち社外取締役 2 名 32 百万円)
 (注) 取締役の報酬限度額は、2012 年 6 月開催の定時株主総会において1,000百万円と決議されております。

上記の内容は、事業報告において開示しており、当社ウェブサイトに掲載しております。
 なお、有価証券報告書では、一部のものだけ個別開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

取締役の報酬等については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会の決議により委任された代表取締役が、独立諮問委員会の答申を参考として、個々の取締役の職責及び実績等を勘案し決定することとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役へのサポート体制につきましては、取締役会における議案等の内容を事前に充分検討できるよう、事務局による適正な情報伝達体制を構築しております。
 社外監査役へのサポート体制につきましては、監査役会に直属する組織として監査役室を設け、監査役室所属スタッフが監査役の指揮・命令のもと監査役の職務を補助しております。なお、監査役室所属スタッフの任命・異動・評価等に関する事項については、監査役会の事前の同意を必要とし、取締役からの独立性を確保しております。また、社外監査役が出席する会議体における議案等の内容を事前に充分検討できるよう、各会議体事務局、監査役室、内部監査担当部門及び内部統制担当部門等による適正な情報伝達体制を構築しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社及び当グループは、コーポレート・ガバナンスを企業行動の最も重要な基盤として位置づけております。当社は、企業経営の「効率性の向上」「健全性の確保」「透明性の向上」を「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」として掲げ、取締役候補者の選任、取締役報酬の決定、経営の監視、監査報酬の決定等、経営の重要な問題を、この方針に従い判断しております。
 また、当社及び当グループは、激しく変化する経営環境の中で、業界・市場動向・製品・商品・サービス等に関する知識や経験等に富んだ取締役が迅速かつ最適な経営判断を導き出すと考え、監査役設置会社形態を採用し、併せて、社外取締役の選任、執行役員制度と内部監査体制の強化等を行い、運営と管理の両面からコーポレート・ガバナンス体制を充実させております。

社外取締役及び社外監査役が当社のコーポレート・ガバナンスにおいて果たす機能及び役割
 a) 社外取締役につきましては、社外取締役の持つ高い見識と幅広い経験に基づき、外部的視点から、当社及び当グループの企業価値をどのように高めるかを助言する機能に加え、取締役の業務執行に対する監督機能を期待し、経営者、弁護士等から選任しております。
 b) 社外監査役につきましては、監査体制の中立性・独立性の向上という、コーポレート・ガバナンス体制の実現において重要な役割を担っているものと理解し、中立的・客観的な視点から監査を行うことにより経営の健全性を確保することを期待し、様々な分野に関する豊富な知識、経験を有する者から選任しております。

社外取締役及び社外監査役の独立性についての考え方
 当社は、社外取締役及び社外監査役の独立性については、東京証券取引所が定める独立性基準を基礎とし、「主要な」「多額の」等については、公表されている独立役員選任基準モデル等を参照して定めた基準により判断することとし、当該基準を充たした者は一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断しております。

監査役の機能強化に係る取り組み状況につきましては、【監査役関係】及び【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】をご参照ください。
 なお、当社は業務執行、監査・監督機能の向上を目指し、主に以下の会議体を運営しております。
 a) 取締役会
 取締役会は、原則として毎月1度の定時取締役会並びに適宜開催する臨時取締役会において、現在9名の取締役により機動的経営を図っております。なお、各事業会社における一定の経営上の重要事項等については、当社の取締役会等の機関においても決議・報告を行っております。
 b) 監査役会
 監査役会は、原則として毎月1度の定時監査役会並びに適宜開催する臨時監査役会において、現在4名の監査役により議論を行い、具体的問題について十分に分析検討しております。
 c) 任意設置委員会
 任意設置委員会は、取締役会から特に付託された当グループの経営に関する特定事項について議論・検証を行い、その結果を取締役会へ報告・上程するための機関であります。また、任意設置委員会は、さらに特化したテーマについて議論・検証を行う機関として、小委員会を設置しております。現在、任意設置委員会としては、以下の二つの会議体が設置されております。
 1) グループ経営戦略委員会
 グループ経営戦略委員会は、当社取締役会の下に設けられ、当グループの事業の収益力向上、効率化、戦略投資案件等に関し議論・検証するための機関であり、当社取締役(代表取締役会長兼社長を除く)及び常勤監査役によって構成され、適宜開催いたします。
 2) 独立諮問委員会
 独立諮問委員会は、当社の独立社外取締役及び独立社外監査役の全員によって構成され、コーポレートガバナンス・コードの関連諸原則(補充原則4-1-3、原則4-3、補充原則4-3-1、原則4-8、原則4-10、補充原則4-11-3)に対応するため、取締役会又は代表取締役の諮問に応じて独立的な立場から意見具申するとともに、取締役会監督のための情報交換を行う機関であり、適宜開催いたします。
 d) 連絡会議
 連絡会議は、コーポレート・ガバナンスに関する当グループの方針等について議論・検証し、調整を図るための機関であり、現在、主として内部統制、コンプライアンス、リスク管理等に関する施策、情報を議論・検証・共有する場として、グループ・コンプライアンス連絡会議が設置されております。グループ・コンプライアンス連絡会議は、当社、株式会社セガホールディングス及びサミー株式会社を含む「財務報告に係る内部統制の評価及び監査」制度(いわゆる日本版SOX法)に係る国内評価対象会社のコンプライアンス担当役員等により構成され、原則として半期に1度開催いたします。
 e) グループ監査役連絡会
 グループ監査役連絡会は、当グループ各社の常勤監査役により構成され、当社及び当グループを取り巻くタイムリーな課題(法改正等)に関する情報共有及びグループ各社監査役間の連携を密にするため、適宜開催いたします。
 f) ホールディングス監査連絡会
 ホールディングス監査連絡会は、当社、株式会社セガホールディングス、株式会社セガゲームス及びサミー株式会社の常勤監査役及び経理部門

の担当役員、内部監査部門、内部統制部門等並びに当社会計監査人である有限責任 あずさ監査法人により構成され、それぞれの立場で意見交換を行い、会計面におけるコンプライアンスの充実を図るため、原則として毎月開催いたします。

g) 監査役内部監査室連絡会

監査役内部監査室連絡会は、当社、株式会社セガホールディングス、株式会社セガゲームス及びサミー株式会社の常勤監査役及び当社内部監査担当部門間の情報共有による企業経営の「健全性の確保」を目的とし、前掲各社の常勤監査役及び当社内部監査担当部門により構成され、原則として毎月開催いたします。

(c)任意設置委員会及び(d)連絡会議は、当グループの経営に関する特定の事項について、議論・検証を行っております。

また、(e)グループ監査役連絡会、(f)ホールディングス監査連絡会及び(g)監査役内部監査室連絡会は、経営監視に関し、構成メンバーを異にする情報共有及び意見交換を行う機関であり、当社と当グループ子会社各社の連携に資するものであります。

(内部監査の実施状況)

監査の状況としましては、業務の執行が法令及び定款に適合し、業務の適正を確保するため、当社は内部監査担当部門を設置しており、11名体制で当社及びグループ各社を対象とした内部監査を実施しております。また、当社及び当グループ子会社各社の内部監査部門との間で定期的に連絡会を開催し、監査情報の共有や相互の連携を深めております。

会計監査人につきましては、2004年10月1日に当社が設立されて以来の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人から、期末監査に限らず、決算期中の 会計処理などについても会計監査的な観点からのアドバイスを適時受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社及び当グループは、激しく変化する経営環境の中で、業界・市場動向・製品・商品・サービス等に関する知識や経験等に富んだ取締役が迅速かつ最適な経営判断を導き出すと考え、監査役設置会社形態を採用し、併せて、社外取締役の選任、執行役員制度と内部監査体制の強化を行い、運営と管理の両面からコーポレート・ガバナンス体制を充実させております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2010年6月開催の定時株主総会から総会期日の3週間前に招集通知を発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	-
電磁的方法による議決権の行使	パソコン及び携帯電話を通じた議決権の行使を2005年6月開催の定時株主総会より実施しております。また、機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに2007年6月開催の定時株主総会より参加しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」に参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	株主総会招集通知(全文)の英訳版を作成し、以下のURLに掲載しております。 http://www.segasammy.co.jp/english/ir/library/data.html

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	以下のURLにて、IRポリシーとして情報開示の基本姿勢を掲載しております。 http://www.segasammy.co.jp/japanese/ir/management/irpolicy.html (日本語) http://www.segasammy.co.jp/english/ir/management/irpolicy.html (英語)	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	2015年3月期において、本決算、第2四半期決算についてはアナリスト向け説明会の様子をストーリーミング(音声付動画)にて配信し、第1四半期、第3四半期決算についてはアナリスト向け電話会議における説明概要を以下のURLに掲載しております。 http://www.segasammy.co.jp/japanese/ir/library/ (日本語) http://www.segasammy.co.jp/english/ir/library/ (英語)	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算並びに本決算時にアナリスト・機関投資家を対象として、当社代表取締役より決算及び事業計画に関する説明会を行っております。また、第1四半期、第3四半期決算時には、コンファレンスコール(電話会議による決算説明)を実施しております。 2015年3月期において、2014年5月、11月に決算説明会を開催し、2014年8月、2015年2月にコンファレンスコールを実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外IRロードショーを実施しております。2015年3月期において、2014年9月、2015年3月にアジア地域、2014年5月、11月に欧州地域、2014年11月に北米東海岸地域におけるロードショーを実施いたしました。また、証券会社が主催するコンファレンスに代表取締役、IR担当者が参加しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	以下のURLにて、IR資料として決算短信、決算説明会資料、有価証券報告書、四半期報告書、財務データ、東京証券取引所への届出、市場データ、アナニュアルレポート、事業報告書、決算公告などを掲載しております。 http://www.segasammy.co.jp/japanese/ir/ (日本語) http://www.segasammy.co.jp/english/ir/ (英語)	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署: グループ代表室 IR部 担当取締役: グループ代表室管掌取締役 事務連絡責任者: グループ代表室長	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社及び当グループは、ステークホルダーを「お客さま」「お取引先」「株主・投資家」「従業員」「社会」の5つに分け、それぞれへの取り組み姿勢を明文化した「グループCSR憲章」、並びに、より業務に密接した具体的な行動・業務指針として「グループ行動規範」「グループ・マネジメントポリシー」を制定するとともに、これを受けて、社内規程では、経営理念を尊重し行動規範等を遵守して職務を遂行すべきこと等を規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「グループCSR憲章」「グループ行動規範」及び「グループ・マネジメントポリシー」(環境保全については、グループ・マネジメントポリシーの一つである「セガサミーグループ環境に関する方針」)により、当社及び当グループにおけるCSR活動全般及び環境保全活動に関する方向性を明示しております。なお、当グループの代表として当社がCSR活動及び環境保全活動を自主的かつ積極的に展開するだけでなく、各事業会社においても自社事業領域内を中心に当該活動を展開しており、これらの結果等を記載した「グループCSRレポート」を作成し、当社ホームページに掲載しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法に基づき、内部統制システムの整備に関する基本方針を以下の通り決定し、その整備に努めております。

(1) 当該株式会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令等の遵守があらゆる企業活動の前提となることを徹底するため、企業が社会の一員として果たすべき社会的責任の根本方針及びその一部を成すコンプライアンス体制確立の基礎として、グループCSR憲章及びグループ行動規範並びにグループ・マネジメントポリシー及びガイドライン(以下「グループ理念・規範」と総称する)を制定し、代表取締役が繰り返しその精神を役職員に伝える。

更に、会社の業務執行が全体として適正かつ健全に行われるために、取締役会は企業統治を一層強化する観点から、グループ全体を統一的に管理するために定めたグループ・マネジメントポリシー、及びグループ全体の管理運用標準を示すガイドラインに基づき、実効性のある内部統制システムの構築と会社による全体としての法令遵守の体制の確立に努める。

また、監査役会はこの内部統制システムの有効性と機能を監査するとともに、定期的に検証をすることで課題の早期発見と是正に努めることとする。

反社会的勢力による経営への関与の防止のために、グループ行動規範に反社会的勢力との一切の関係を排除する旨を明記するとともに、グループとして契約書へのいわゆる暴排条項の組込み、取引先が反社会的勢力に該当するか否かのチェックシステムのほか、反社会的勢力からの接触を受けた時は、適宜に警察・弁護士等を含め外部機関と連携して組織的に対処する体制を整備する。

(2) 当該株式会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

代表取締役は、管理部門を管掌する取締役を、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する全社的な統括責任者として任命し、社内規程等に基づき、職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体にて記録し、取締役、監査役が適切に閲覧可能な検索性の高い状態で保存・管理する。

企業秘密その他情報等を適切に管理するため、情報管理及びITセキュリティに関する方針、並びにITセキュリティに関するガイドラインを制定し、その周知徹底と遵守の推進を図ることとする。

(3) 当該株式会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社の業務執行に係るリスクに関して、各関係部門においてそれぞれ予見されるリスクの分析と識別を行い、リスク管理体制を明確化するとともに、内部監査部門が各部署毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に経営上の意思決定機関、執行及び監督にかかる経営管理組織に報告する。

緊急対応を含め経営の内外に潜在する重要リスクを把握し適切に管理するために、グループ・マネジメントポリシー及びガイドラインの一つとしてリスクマネジメントに関する方針及び危機管理ガイドラインを制定するとともに、当社グループに重大な影響を与えると予測される事態が発生した場合は、当社及びグループ会社の危機対策組織が連携して対策を協議し、迅速かつ適切な対応を取る。

(4) 当該株式会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われるための体制として、迅速かつ適正な意思決定を当グループの事業に精通した社内役員により行うために監査役制度を採用しつつ、取締役会規程等に基づく職務権限・意思決定に関する規則により適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を取る。

(5) 当該株式会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、使用人が法令定款その他社内規則及び社会通念などに対し適正に行動するためのグループ・コンプライアンス施策の推進を図ることとする。これらの施策は、行動基準としてのグループ理念・規範を基礎とするものでなければならない。

使用人が、法令定款違反、社内規則違反あるいは社会通念に違反する行為などが行われていることを知り得た場合に内部通報として通報できる体制、並びに、その責任者が重要な案件について遅滞なく取締役会及び監査役会に報告する体制を確立する。

内部通報者の秘密は保護されるものとし、また通報者は通報により不利な扱いを受けないものとする。透明性を維持した的確な対応の体制の一環として、業務上の報告経路のほか社外の弁護士等を受付窓口とする内部通報窓口を整備する。

(6) 次に掲げる体制その他の当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 当該株式会社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する役員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者(以下3、4において「取締役等」という)の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

当社の役職員がグループ会社の取締役、監査役を兼務することにより、当該兼務役員により、グループ会社情報が当該株式会社に報告、共有される体制を取る。

それとともに、当社とグループ会社との間の関係会社管理規程の縦の連鎖に基づく重要事項の伝達、報告、共有、内部通報案件の情報共有、経理不正・誤謬案件の報告、情報共有がなされる体制を取る。ただし、内部通報者の秘密は保護されるものとし、また通報者は通報により不利な扱いを受けないものとする。

その他、当社にグループ・コンプライアンス連絡会議、グループ監査役連絡会等を設置し、企業集団に内在する諸問題又は重大なリスクを伴う統制事項を取り上げるとともに、グループ全体の利益の観点から当社内部監査担当部門による監査を行い、可能な限り企業集団における情報の共有と業務執行の適正を確保することに努める。

2. 当該株式会社の子会社の損失の危険の管理に関する体制

当社が定めたグループ共通の重点項目や施策に関し、グループ会社各社に取り組ませるとともに、その会社規模、性質、業態等を考慮して、それぞれの子会社特有のリスク管理に当たらせる。

3. 当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社と同様、グループ会社においても、取締役の職務の執行が効率的に行われるための体制として、迅速かつ適切な意思決定を当社グループの事業に精通した社内役員により行うために監査役制度を採用しつつ、取締役会規程等に基づく職務権限・意思決定に関する規則により適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を取るが、その会社規模、性質、業態等を考慮して体制を決める。

4. 当該株式会社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社と同様、グループ会社の取締役会に、法令等の遵守、企業が社会の一員として果たすべき社会的責任の根本方針の大切さを基礎として、グループ理念・規範に適合するようコンプライアンス体制を整備させる。

(7) 当該監査役設置会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の当該監査役設置会社の取締役からの独立性に関する事項、当該監査役設置会社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役会に直属する組織として監査役室を設け、監査役室に所属する使用人は監査役の指揮命令のもとに監査役の職務を補助する。

監査役の職務を補助する使用人は、原則として専属の使用人とし、取締役の指揮・監督を受けない。ただし、やむを得ない場合は、執行側との兼務使用人をもって当てる。兼務使用人については、とくに独立性に配慮する。当該使用人の任命、解任、人事異動、人事評価、懲戒処分、賞金の改定等には監査役会の事前の同意を必要とする。

(8) 次に掲げる体制その他の当該監査役設置会社の監査役への報告に関する体制

1. 当該監査役設置会社の取締役及び会計参与並びに使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制

当社の取締役及び使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反若しくは不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役会に報告しなければならない。事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果についてもまた同様とする。

2. 当該監査役設置会社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当するもの及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制

グループ会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者は、職務執行に関して重大な法令・定款違反若しくは不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく当社監査役会に報告しなければならない。事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果についてもまた同様とする。

当社監査役は、いわゆるグループ経営重視の観点から、グループ会社の監査役が業務執行側からの報告の受け手、仲介者となるよう、体制の整備に努めるものとする。

(9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

前号の報告者は、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとする。当該不利益な取扱いは懲罰の対象となる。

(10) 当該監査役設置会社の監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又

は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役会又は常勤監査役からの求めに応じ、社内規程に基づき、監査役の職務の執行について生じる費用の負担を行う。第11号規定の外部アドバイザーの活用等の費用等も、これに含まれる。

(11)その他当該監査役設置会社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役との定期的な会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換のほか、意思の疎通を図るものとする。

取締役会は、業務の適正を確保する上で重要な業務執行の会議への監査役の出席を確保する。

監査役会は、独自に必要なに応じて、弁護士、公認会計士その他の外部アドバイザーを活用し、監査役業務に関する助言を受ける機会を保障されるものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力による経営への関与の防止のために、グループ行動規範に反社会的勢力との一切の関係を排除する旨を明記するとともに、グループとして契約書へのいわゆる暴排条項の組み込み、取引先が反社会的勢力に該当するか否かのチェックシステムのほか、反社会的勢力からの接触を受けた時は、適宜に警察、弁護士等を含め外部機関と連携して組織的に対処する体制を整備します。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
該当項目に関する補足説明	

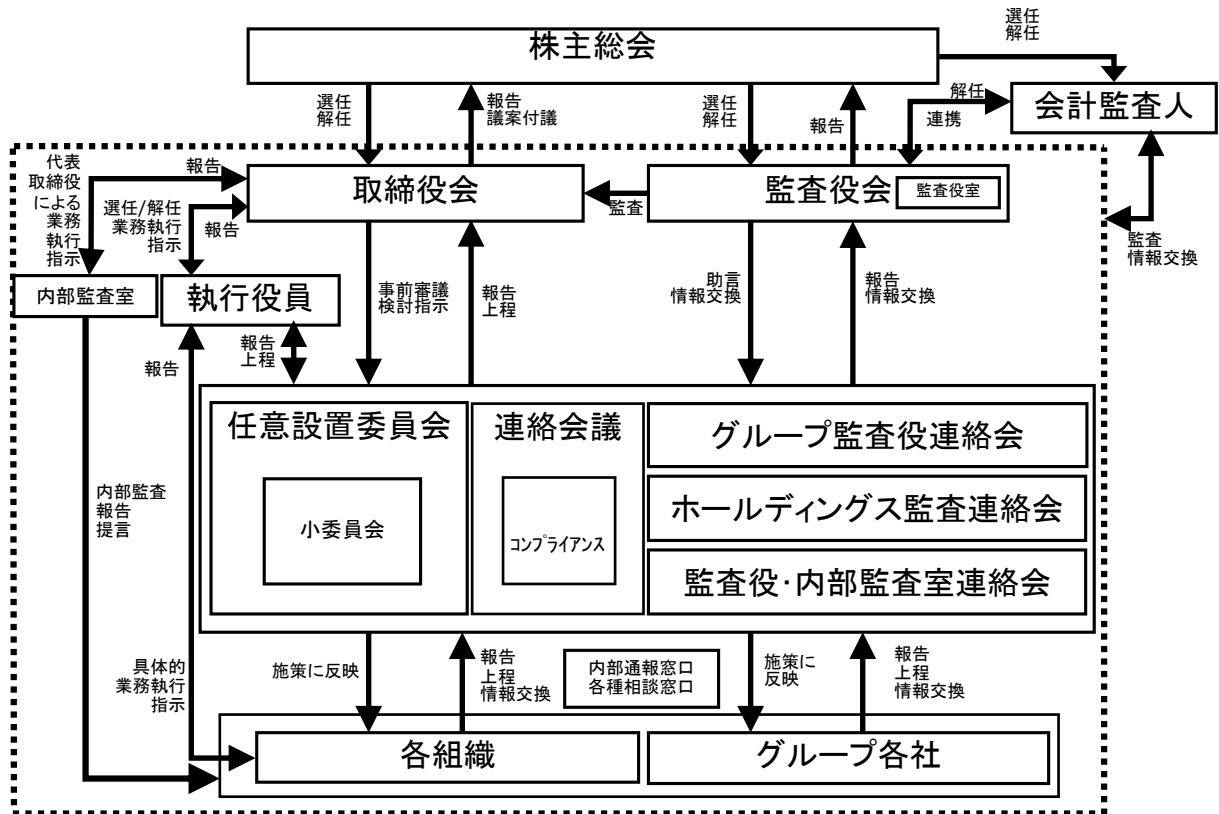
当社は、企業経営の「効率性の向上」「健全性の確保」「透明性の向上」に努め、ステークホルダーからの期待に応えることが企業価値の最大化や株式時価総額の引き上げにつながり、結果としては最善の買収防衛策になると考えております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社及び当グループにおけるコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、グループ・コンプライアンス連絡会議を設置するとともに、これに対応し、かつ互いに連携・協働する専門部署としてグループ内部統制室を設置し、グループ経営に係る内部統制構築上の問題点、進捗等について審議・確認し、その維持向上に取り組んでおります。

また、当グループでは、グループ内部統制プロジェクトを2006年3月期に立ち上げ、企業集団として金融商品取引法に定められた「財務報告に係る内部統制の評価及び監査」制度（いわゆる日本版SOX法）が求める内部統制システムの評価・報告の仕組みを整備し、また評価によって発見した不備の改善を進めてまいりました。この結果、財務報告の信頼性確保への取り組みが定着し、2015年3月期における当グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断するに至りました。今後につきましても、財務報告の信頼性を継続的に確保するとともに、効率性の向上と健全性の確保も視野に入れ、内部統制システムの維持と構築に取り組んでいきます。

コーポレート・ガバナンス体制についての模式図



適時開示体制の概要図

